

岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく<u>住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>市区町村税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を滞納していない者であること。</u></p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している<u>寡婦若しくは寡夫、老人又は心身障害者</u>で市長が定める要件を備えている者については、前2項の規定にかかわらず、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、<u>前3項</u>に規定する入居者の選考については、岩倉市営住宅入居者選考委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市長は、入居決定者が市営住宅に<u>入居しないとき</u>又は新たに空き家が生じたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をし</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく<u>住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条に規定する被災者等)にあっては第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国税、地方税を滞納していない者であること。</u></p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している<u>寡婦、老人又は心身障害者</u>で市長が定める要件を備えている者については、前2項の規定にかかわらず、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>5 市長は、<u>前各号</u>に規定する入居者の選考については、岩倉市営住宅入居者選考委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市長は、入居決定者が市営住宅に<u>入居しないときは</u>又は新たに空き家が生じたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をし</p>

なければならない。

(1) 市営住宅賃貸借契約書を提出すること。

(2) 略

2 略

3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 略

(収入の申告等)

第14条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予が必要であると認める者に対して、規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

2 略

(家賃の納付)

第16条 市長は、第10条第4項の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第29条第1項又は第34条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、入居者から家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 略

なければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人二人の連署する市営住宅賃貸借契約書を提出すること。

(2) 略

2 略

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による市営住宅賃貸借契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 略

(収入の申告等)

第14条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予が必要であると認める者に対して、規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

2 略

(家賃の納付)

第16条 市長は、第10条第5項の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、入居者から家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 略

(敷金)

第17条 略

2・3 略

4 敷金には、利子を付けない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号のほか、市長と入居者との協議により入居者の負担となる費用

(入居者の保管義務等)

第21条 略

2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 略

(収入超過者に対する家賃)

第28条 第26条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項又は第3項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2～4 略

(高額所得者に対する明渡し請求)

第29条 略

2・3 略

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1)～(3) 略

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(住宅のあっせん等)

第31条 市長は、収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を当該収入超過者に対して行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をするものとする。

(住宅の明渡し請求)

第39条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(敷金)

第17条 略

2・3 略

4 敷金には利子を付けない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 前各号のほか、市長と入居者との協議により入居者の負担となる費用

(入居者の保管義務等)

第21条 略

2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 略

(収入超過者に対する家賃)

第28条 第26条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項又は第3項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2～4 略

(高額所得者に対する明渡し請求)

第29条 略

2・3 略

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1)～(3) 略

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(住宅のあっせん等)

第31条 市長は、収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を当該収入超過者に対して行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をするものとする。

(住宅の明渡し請求)

第39条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) 略

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

4～6 略

(1)・(2) 略

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4)～(7) 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、入居した日から請求の日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

4～6 略